

事業の許可申請の概要

申請者		申請者の概要	特定信書便 事業の参入 分野	提供区域	事業開始 予定日
関東	1 常磐運送 株式会社 代表取締役 川又 康司	設 立：昭和 30 年 1 月 29 日 住 所：茨城県水戸市平須町 235 番 地の 38 資本金：1,000 万円 事 業：一般貨物自動車運送業、集 配利用運送業、運送代理店、 倉庫業（冷蔵倉庫業を除 く）、産業廃棄物収集運搬 業、金属製品製造業	73cm・4 kg 超の信書便 物送達の役 務及び 800 円超の料金 の役務	群馬県、茨城 県、栃木県、 埼玉県、東京 都（離島を除 く。）、神奈川 県及び千葉 県	令和6年 4月1日
関東	2 女屋商会 株式会社 代表取締役 女屋 啓一	設 立：令和 2 年 7 月 16 日 住 所：群馬県前橋市東上野町 323 番地 2 資本金：210 万円 事 業：貨物軽自動車運送業	73cm・4 kg 超の信書便 物送達の役 務	群馬県、茨城 県、栃木県、 埼玉県、東京 都（離島を除 く。）、神奈 川県、千葉県 及び山梨県	令和6年 3月1日
関東	3 株式会社 物流サービス 代表取締役 大谷内 光男	設 立：昭和 44 年 3 月 13 日 住 所：群馬県前橋市堀越町 830 番 地 10 資本金：1,000 万円 事 業：一般貨物自動車運送業、貨 物軽自動車運送業	73cm・4 kg 超の信書便 物送達の役 務及び 800 円超の料金 の役務	群馬県	令和6年 3月1日
関東	4 株式会社ヒュー テックノオリン 代表取締役 安喰 徹	設 立：昭和 28 年 3 月 14 日 住 所：東京都新宿区若松町 33 番 8 号 資本金：12 億 1,756 万円 事 業：倉庫業、一般貨物自動車運 送業、警備業	73cm・4 kg 超の信書便 物送達の役 務	東京都（離島 を除く。）、神 奈川県、埼玉 県、千葉県、 茨城県及び 栃木県	令和6年 4月1日
関東	5 メディエンスサ ービス株式会社 代表取締役 松本 雅幸	設 立：昭和 63 年 12 月 17 日 住 所：東京都板橋区志村三丁目 30 番 1 号 資本金：2,000 万円 事 業：情報処理サービス業、貨物 軽自動車運送業	73cm・4 kg 超の信書便 物送達の役 務	東京都（離島 を除く。）、神 奈川県、千葉 県、埼玉県、 群馬県、栃木 県及び茨城 県	令和6年 4月1日
関東	6 株式会社 翔和サービス 代表取締役 岡庭 伸一	設 立：平成 9 年 4 月 1 日 住 所：神奈川県横浜市泉区和泉中 央北二丁目 35 番 1 号 資本金：1,000 万円 事 業：一般貨物自動車運送業、貨 物軽自動車運送業	73cm・4 kg 超の信書便 物送達の役 務	神奈川県	令和6年 4月1日

申請者		申請者の概要	特定信書便事業の参入分野	提供区域	事業開始予定日	
北陸	7	クバル株式会社 代表取締役 長内 陽一	設 立：令和3年9月8日 住 所：富山県南砺市田中 602 番地の1 資本金：300万円 事 業：貨物軽自動車運送業	73cm・4kg 超の信書便物送達の役務及び800円超の料金の役務	富山県	令和6年 4月1日
北陸	8	有限会社 北日本貨物 代表取締役 谷口 能尋	設 立：平成元年3月9日 住 所：富山県富山市婦中町蔵島1番地6 資本金：625万円 事 業：一般貨物自動車運送業	73cm・4kg 超の信書便物送達の役務及び800円超の料金の役務	富山県及び 石川県金沢市	令和6年 4月1日
東海	9	エヌジーケイ ゆうサービス 株式会社 代表取締役 香春 斗士夫	設 立：昭和56年10月1日 住 所：愛知県名古屋市瑞穂区須田町2番地56号 資本金：1,000万円 事 業：他に分類されないサービス業、ビルメンテナンス業、パッティング・テニス練習場	73cm・4kg 超の信書便物送達の役務	愛知県	令和6年 4月1日
近畿	10	株式会社 リュウツウ 代表取締役 吉田 武晴	設 立：平成21年10月1日 住 所：大阪府枚方市釈尊寺町28番1-504号 資本金：200万円 事 業：貨物軽自動車運送業	73cm・4kg 超の信書便物送達の役務及び800円超の料金の役務	大阪府、京都府及び奈良県	令和6年 4月1日

信書便約款等の変更の認可申請の概要

申請者		申請者の概要	主な変更内容	変更予定 年月日	
関 東	—	株式会社セルート 代表取締役 高木 恵理	設 立：昭和 59 年 11 月 28 日 住 所：東京都新宿区高田馬 場一丁目 31 番 18 号 資本金：5,000 万円 事 業：貨物軽自動車運送業、 その他の道路貨物運 送業	【信書便約款の変更】 ・ 役務の名称の変更 ・ インターネットによる注文方 法の追加 ・ 提供区域等の掲示方法の追加 ・ 業務委託に関する規定内容の 追加 ・ 商法の改正に合わせた規定内 容の変更 【信書便管理規程の変更】 ・ 役務の名称の変更 ・ 信書便物の送達途中における 滅失及び毀損の防止措置に信 書便物の送達手段として航空 便、船舶及び鉄道を用いる場 合の措置を追加 ・ 個人情報保護ガイドラインの 変更に伴う規定内容の変更	令和6年 3月1日